平成２３年（フ）第８３号
兵庫県伊丹市松ヶ丘１丁目197番地２　アミューズ21―313号、前住所兵庫県伊丹市南野北１丁目８番11―109号
債務者　西鉄筋こと　西　　彰
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６９３号
奈良市大宮町４丁目301番地の１　メゾンニュー大宮501号
債務者　眞柴　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１６号
奈良市富雄北３丁目14番９―306号
債務者　梶平　朋子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
奈良市左京２丁目２番地の227　14―201
債務者　黒木理佐子こと　黒木理砂子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
奈良県大和郡山市高田町９番地１　公団13―305
債務者　瀬戸川京子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
奈良市横井１丁目699番地の１　市営住宅27号
債務者　品平　年範
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
広島県呉市阿賀南１丁目７番37―204号
債務者　光藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３０号
広島県呉市吉浦東町４番９―302号
債務者　金山　吏揮
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３１号
広島県呉市吉浦東町４番９―302号
債務者　金山　　歩
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３２号
広島県江田島市大柿町柿浦783番地１
債務者　加藤　勝吾
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３５号
広島県呉市川尻町東３丁目８番58―301号
債務者　高尾　　恵（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３６号
広島県呉市広横路４丁目４番１号
債務者　住吉　睦子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５２４号
徳島市末広５丁目１番48―602号
債務者　新居　義彦
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７号
徳島県徳島市西大工町１丁目11番地
債務者　萩原　友子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島498番地３
債務者　前川　仁志
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島498番地３
債務者　前川千鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
徳島県吉野川市鴨島町喜来字松本323番156、住民票上の住所徳島県吉野川市鴨島町鴨島498番地３
債務者　前川　房子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
徳島地方裁判所民事部